

港湾・海岸に関する要望

国民生活・産業活動を支える重要な社会資本である港湾・海岸保全等の整備促進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 港湾整備事業及び海岸整備事業の促進を図るため、必要な予算を確保すること。
2. 地震、津波、高潮及び台風等の自然災害から国民の財産・生命を守り、迅速な災害復旧等を可能にするため、ハード・ソフト一体となった港湾・海岸における総合的な防災・減災対策を強化・促進すること。
また、大規模災害発生時において、国を含めた港間連携協働体制の早期確立を図ること。
3. 我が国経済の活性化を図り、民需・雇用の創出に資するため、国際流通港湾及び地方港湾の物流機能の強化を図り、総合的な物流基盤施設及び幹線臨港道路の整備の推進を図ること。
4. 効率的な国内物流体系を構築するため、国際複合一貫輸送等に対応した鉄道貨物ターミナル等を促進するとともに、環境にやさしいモーダルシフトを促進すること。
5. 地域の活性化に資するため、港湾・海辺の資産を活用した交流空間の整備・充実等を推進し、「みなとまち」の振興施策の推進・拡充を図ること。
また、国際クルーズネットワークに対応した旅客船専用岸壁や旅客ターミナルの整備を図ること。
6. 循環型社会の形成に資するため、リサイクルポートを活用した静脈物流システムの構築を加速させること。

7. 侵食が進んでいる海岸について、浸食対策への技術的支援を講じるとともに、離岸堤の整備など海岸浸食対策事業に対し財政措置の充実を図ること。
8. 海面処分場を確保するため、廃棄物埋立護岸の整備を促進すること。
9. 老朽化した港湾施設の有効活用を図るため、維持補修に対する財政措置の充実を図ること。
10. 港湾の保安対策を推進するため、財政措置の拡充を図ること。
11. 港湾・海岸の整備において、自然と共生した社会の構築を図るため、自然共生型の事業を推進するとともに、海辺を活用した環境学習を推進すること。
12. みなとオアシス制度については、市民参加による賑わい・交流拠点としてさらなる充実を図る必要があるため、ソフト事業に対する財政措置の充実及び交流拠点施設の建設などハード事業に対する財政措置を講じること。
13. 漂着・漂流ごみ対策について
 - (1) 海岸漂着ごみについては、処理体制や管理者責任を法的に明確にするとともに、市町村が適正処理に要した経費に対し十分な財政措置を講じること。
 - (2) 海への不法投棄防止のため、国際法上の法制化を図るとともに、日本海沿岸諸国と不法投棄防止対策や適正処理について協議を行うこと。
 - (3) 漂流ごみの海上回収を行う専用船舶の配備を充実し、漂流ごみの漂着前回収に積極的に取り組むこと。